

# 財政福祉委員会

## 説明資料(2)

第3期名古屋市地域福祉計画（案）  
名古屋市成年後見制度利用促進計画（案）について

令和元年12月26日  
健 康 福 祉 局

# 目 次

	ページ
1 第3期名古屋市地域福祉計画	
(1) 計画の特徴	1
(2) 本計画と他の計画との関係	1
(3) 策定経過	2
(4) 現状と課題	2
(5) 社会福祉法の改正	3
(6) 計画期間	3
(7) 基本理念及び基本目標	3
(8) 基本目標の実現に向けた取り組みの展開	4
(9) 計画の進行管理と評価	10
2 名古屋市成年後見制度利用促進計画	
(1) 計画策定の背景	11
(2) 計画の位置づけ	11
(3) 策定経過	11
(4) 現状と課題	12
(5) 計画期間	13
(6) 基本理念及び基本目標	14
(7) 取り組みの方策	14
(8) 計画の進行管理と評価	15
3 今後のスケジュール	16

# 1 第3期名古屋市地域福祉計画

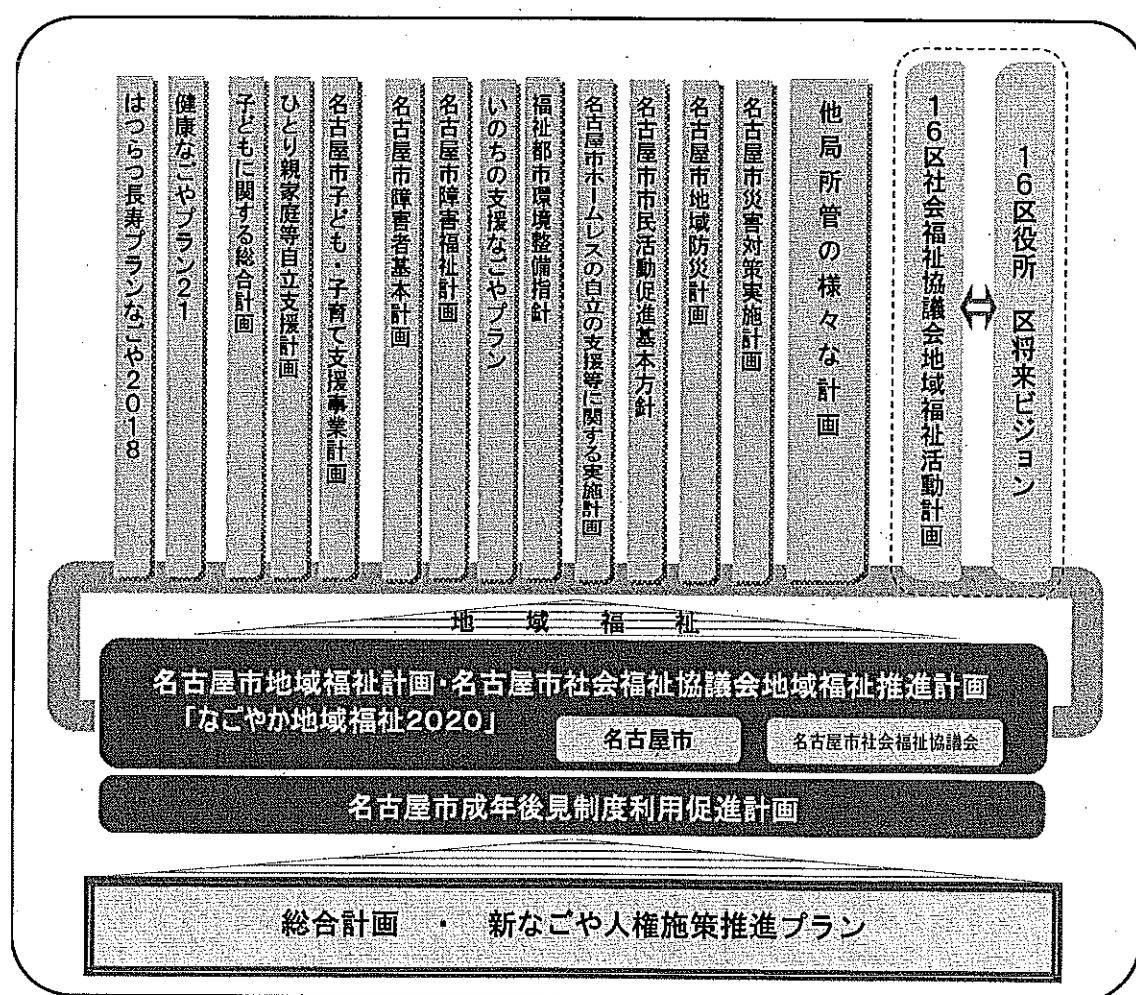
## (1) 計画の特徴

- 地域の福祉課題や生活課題を明らかにし、今日的課題や社会福祉法の改正を踏まえ、地域福祉の目指すべき方向性を示す。
- 市の第3期地域福祉計画と名古屋市社会福祉協議会の第6次地域福祉推進計画を「なごやか地域福祉2020」として一体的に策定

## (2) 本計画と他の計画との関係

本計画は、市総合計画と新なごや人権施策推進プランを基礎として、各個別計画や関係するその他の計画と調和を図りながら策定するとともに、地域福祉として各福祉分野が共通して取り組むべき事項を定める。

また、令和元年度に新たに策定する成年後見制度利用促進計画との整合性を図り、連携した取り組みを進める。



### (3) 策定経過

#### ○策定懇談会（3回開催）と作業部会（4回開催）を設置

- ・策定懇談会 40名

日本福祉大学、日本福祉大学中央福祉専門学校、区社会福祉協議会2名、名古屋市区政協力委員議長協議会、名古屋市保健環境委員会、名古屋市民生委員児童委員連盟、名古屋市保護区保護司会連絡協議会、名古屋市地域女性団体連絡協議会、名古屋市老人福祉施設協議会、名古屋市老人クラブ連合会、愛知県精神障がい者福祉協会、名古屋市知的障害者福祉施設連絡協議会、名古屋市障害者団体連絡会、名古屋市児童養護連絡協議会、名古屋市子ども会連合会、名古屋民間保育園連盟、名古屋市立小中学校長会、名古屋市立小中学校PTA協議会、名古屋学院大学社会連携センター、名古屋市医師会、名古屋市歯科医師会、名古屋市薬剤師会、特定非営利活動法人等5名、名古屋市商店街振興組合連合会、日本フランチャイズチェーン協会、名古屋商工会議所、愛知県喫茶飲食生活衛生同業組合、名古屋市住宅供給公社、名古屋市新聞販売店地域安全協議会、愛知県生活協同組合連合会、日本チェーンストア協会中部支部、市民公募委員4名

- ・作業部会 14名

日本福祉大学、日本福祉大学中央福祉専門学校、特定非営利活動法人3名、市民公募委員4名、名古屋市民生委員児童委員連盟、名古屋市子ども・子育て支援センター、熱田区障害者基幹相談支援センター、千種区東部いきいき支援センター、仕事・暮らし自立サポートセンター金山

#### ○アンケートや現地視察等により意見聴取

- ・市民及び関係団体や相談支援機関等へのアンケート調査
- ・作業部会委員による地域福祉活動の現場視察

### (4) 現状と課題

#### ○地域をとりまく現状と福祉課題・生活課題

- ・つながりの希薄化と地域からの孤立の問題
- ・支援が必要な人と必要な支援が結びついていないことの問題
- ・地域福祉活動への参加とキーパーソン等の負担の問題

#### ○地域における今日的課題

- ・複合課題を抱え孤立した世帯等への包括的な相談支援体制の構築
- ・地域でともに暮らす人の多様なニーズへの対応
- ・大規模災害に備える地域ぐるみの取り組み

## (5) 社会福祉法の改正（平成30年4月1日施行）

- 地域住民等による地域生活課題の把握と関係機関の連携に努めることを規定
- 包括的な相談支援体制の構築に努めることを規定
- 市町村は地域福祉計画の策定に努めることを規定し、福祉に関し共通して取り組む事項を定め、上位計画として位置付けることとした。

## (6) 計画期間

令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの5か年

## (7) 基本理念及び基本目標

### ○基本理念

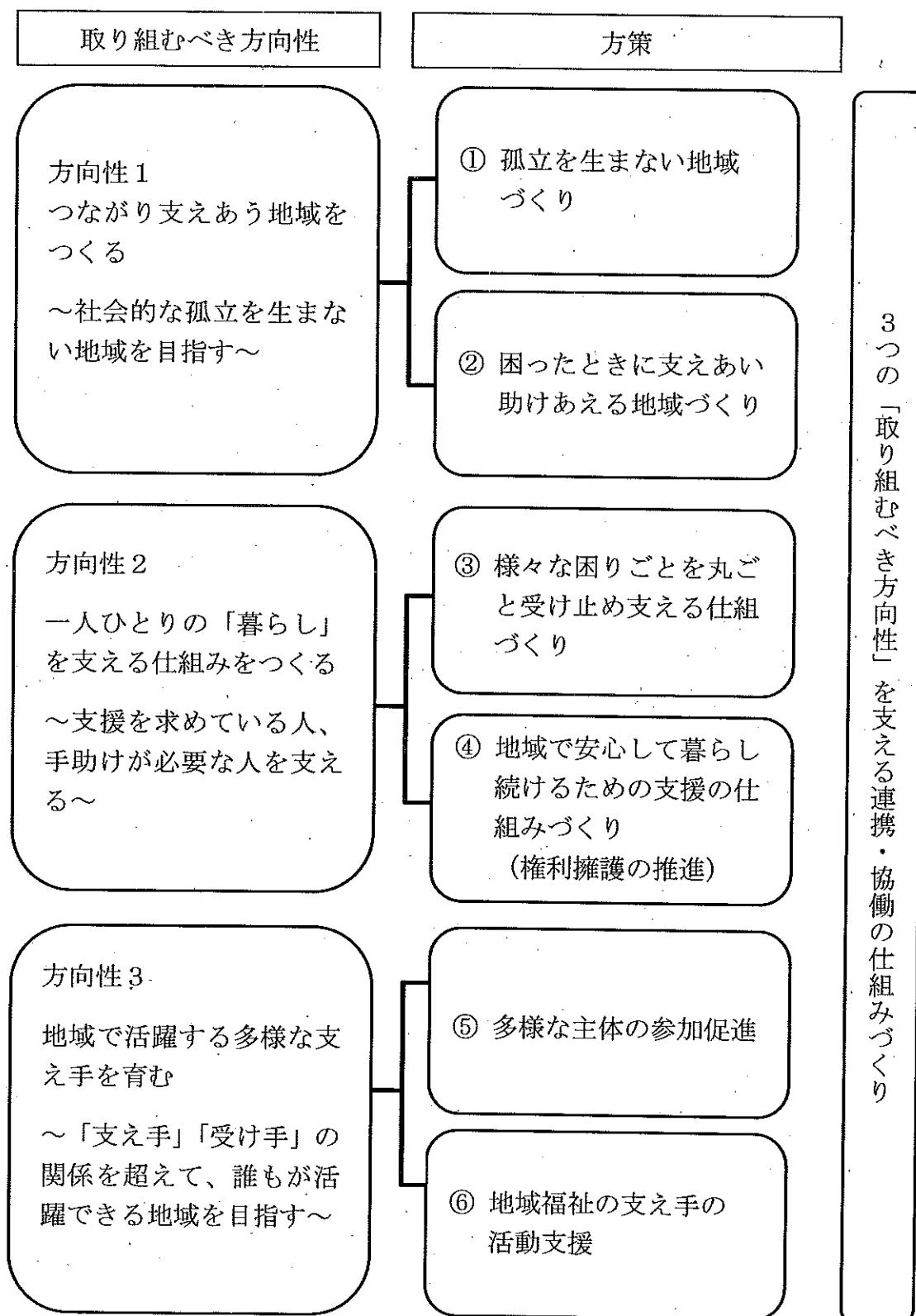
人権が尊重され、誰もがいきいきと暮らし、活躍できるまち、名古屋を目指して

### ○基本目標

地域共生社会の実現に向けて、市民、地域に関わる様々な団体、社会福祉協議会や行政が互いに手を携えて連携・協働し、地域の誰もが役割を持って、つながり支え合いながら、自分らしく暮らし活躍できる地域社会を目指します。

## (8) 基本目標の実現に向けた取り組みの展開

### ア 取り組むべき方向性と方策一覧



## イ 各方策の内容

### 1 つながり支えあう地域をつくる ～社会的な孤立を生まない地域を目指す～

#### 方策① 孤立を生まない地域づくり

○高齢者、障害者、子育て世帯、外国人市民等様々な住民が交流し、ふれあえる機会の創出	<ul style="list-style-type: none"><li>・小学校区を圏域として福祉活動を進めていくための組織である「地域福祉推進協議会」の周知を図り、その活動を支援</li><li>・住民同士のつながりをつくる、住民による活動を支援</li><li>・すべての人が安心して生活できる共生型の地域づくり</li><li>・同じ悩みを抱えた当事者や家族が出会う場、機会づくりを支援</li></ul>
○見守り体制の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域福祉推進協議会による「ふれあいネットワーク活動」等見守り活動の推進を支援</li><li>・地域における多様な見守り体制の充実</li><li>・地域の身近な商店や企業、社会福祉法人などに対し働きかけを行い、地域での見守り活動について連携</li></ul>

方策② 困ったときに支えあい助けあえる地域づくり

○住民が主体的に地域課題に取り組むことができる仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の困りごとや生活のしづらさなどを住民が把握し、生活支援に結びつけるための仕組みづくり</li> <li>・地域の生活支援ニーズを把握し、生活支援の基盤整備と充実</li> <li>・地域の課題を自らの事として考え、地域住民等が支えあうことのできる地域づくりを支援</li> </ul>
○災害に備える日頃からの支えあいの取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大きな災害が起ったときの安否確認や避難の方法をあらかじめ地域で話し合っておく「助け合いの仕組みづくり」の取り組みを支援</li> <li>・災害ボランティアの円滑な受け入れと効果的な活動を促進するための体制づくり</li> <li>・防災に関する訓練、研修や啓発において、福祉的な配慮を必要とする人への視点をもって対応</li> </ul>
○避難生活における福祉的な配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉的な配慮に対応した避難所環境の整備</li> <li>・在宅避難を支援する仕組みづくりの検討</li> </ul>

2 一人ひとりの「暮らし」を支える仕組みづくり  
～支援を求めている人、手助けが必要な人を支える～

方策③ 様々な困りごとを丸ごと受け止め支える仕組みづくり

○相談窓口や公的サービスの利用促進、連携とアウトリーチによる支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な相談窓口やサービスなどをわかりやすく市民や支援者に情報提供するとともに、担当分野を超えた相談であっても、適切な機関につなぐことのできる体制づくりを推進</li> <li>・サービスの評価や内容の開示を推進</li> <li>・身近な生活の困りごとなどを地域で相談しあえる住民相談窓口の設置を推進</li> <li>・相談することができない人や世帯へアウトリーチを行うための仕組みづくりを推進</li> </ul>
○丸ごと相談や複合的な課題等を抱える人への包括的な相談支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な福祉の相談を断らない丸ごと相談や複合的な課題等を抱える人や世帯への包括的な相談支援を推進</li> <li>・包括的な相談支援を推進するためのネットワークの構築を推進</li> </ul>
○生活困窮、住まい、自殺対策の取り組みや犯罪をした人の社会復帰に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者の自立に向けた各種支援の実施</li> <li>・関係機関・他制度による支援との連携を推進</li> <li>・生活困窮者支援を通じた地域づくりを推進</li> <li>・住宅の確保に配慮を要する人への民間賃貸住宅における住まいの確保や生活支援等の促進に向けた取組みを推進</li> <li>・自殺の危険がある人のサインに気づき、未然に防ぐ取り組みを推進</li> <li>・犯罪をした人の円滑な社会復帰を支援するため、関係機関の緊密な連携を推進</li> </ul>

方策④ 地域で安心して暮らし続けるための支援の仕組みづくり  
(権利擁護の推進)

○判断能力が不十分な人等への本人の意思を尊重した支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・日頃の気づきから必要な権利擁護支援へつなげるための取り組みを推進</li><li>・判断能力が不十分な人が地域で安心して生活が送れるよう金銭管理や財産保全などを実施</li><li>・判断能力がない人や不十分な人などの権利や財産を守る成年後見制度の利用促進</li><li>・本人の意思に基づいた本人らしい生活を送るための仕組みづくり</li><li>・消費者被害のトラブルなどに関する相談支援の実施</li></ul>
○高齢者、障害者、児童等に対する虐待や配偶者に対する暴力の予防、早期発見と相談支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・虐待のない地域社会を目指して、一人ひとりを地域全体で見守る機運の醸成</li><li>・高齢者、障害者、児童等に対する虐待や配偶者に対する暴力の予防、早期発見、相談支援などの実施</li></ul>

### 3 地域で活動する多様な支え手を育む

～「支え手」「受け手」の関係を超えて、誰もが活躍できる地域を目指す～

#### 方策⑤ 多様な主体の参加促進

○地域を知ることから始まる地域福祉	<ul style="list-style-type: none"><li>・福祉と接点がない人も福祉に关心を持つきっかけとなる機会をつくる</li><li>・地域に関する情報や配慮・支援に必要な情報を発信</li><li>・私たちの住む地域を学び、地域のために活動をする意欲と技能を高めるための学習機会の提供を推進</li><li>・学校や地域における福祉教育・福祉学習の推進</li></ul>
○若者から高齢者まであらゆる世代、多様な主体への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域の課題に対して、地域住民自らが支え手となることを支援</li><li>・若者が地域福祉活動を体験し、継続した活動につなげることができるように支援</li><li>・高齢者や退職前の勤労者に対して、地域支えあい事業などの地域福祉活動への参加を働きかけ</li><li>・社会福祉法人等による地域における公益的な取り組みを促進</li><li>・地域において、企業や商店等が地域活動や社会貢献活動に参画していくよう支援</li></ul>
○多様な主体が活躍できる機会づくり	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域福祉活動やボランティア、NPOの活動の様子を市民に分かりやすく伝え、参加意欲を向上</li><li>・多様な主体が参加しやすい活動の条件や環境の整備を検討</li></ul>

## 方策⑥ 地域福祉の支え手の活動支援

○地域福祉活動のキーパーソンをはじめとする活動者を支える仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"><li>・一部のキーパーソンや活動者に負担が集中している現状を少しでも軽減する取り組みを実施</li><li>・キーパーソンや活動者に対し専門的な助言や支援を実施</li><li>・キーパーソンを担う人材のための研修の実施</li><li>・課題の多様化に対応するため、分野に特定されることなく、様々な活動者が一緒にになって取り組んでいく協働の場をつくる。</li></ul>
○地域福祉活動を支える社会資源づくり	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域福祉活動の拠点づくりを推進</li><li>・地域福祉活動を行う団体等へ助成や支援の実施</li></ul>

### ウ 3つの「取り組むべき方向性」を支える連携・協働の仕組みづくり

- 相互理解を図り、顔の見えるつながりづくりを支援
- 地域や分野を超えた連携・協働の推進
- 地域福祉活動のための個人情報の共有のあり方を整理

## (9) 計画の進行管理と評価

毎年度、「なごやか地域福祉2020推進幹事会・ワーキング」において進行管理を行い、市民、各分野の活動関係者及び学識経験者等で構成する「地域福祉に関する懇談会」に報告し、意見聴取することにより評価を行う。

## 2 名古屋市成年後見制度利用促進計画

### (1) 計画策定の背景

- 成年後見制度の利用者数は認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない状況
- 平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、市町村は国の定める「成年後見制度利用促進基本計画」を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされた。

### (2) 計画の位置づけ

- 成年後見制度利用促進法に基づく、本市の成年後見制度の利用促進に関する基本的な計画
- 「なごやか地域福祉2020（第3期名古屋市地域福祉計画・第6次名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進計画）」との整合性を図り、連携した取り組みを進めるもの。

### (3) 策定経過

- 成年後見制度利用促進に関する懇談会を設置（6回開催）

#### 〈構成員（計14名）〉

- |               |                     |
|---------------|---------------------|
| ・愛知県弁護士会      | ・名古屋市社会福祉協議会        |
| ・愛知県司法書士会     | ・北区障害者基幹相談支援センター    |
| ・愛知県社会福祉士会    | ・名古屋市介護サービス事業者連絡研究会 |
| ・愛知県行政書士会     | ・愛知県医療ソーシャルワーカー協会   |
| ・名古屋税理士会      | ・認知症の人と家族の会愛知県支部    |
| ・愛知県社会保険労務士会  | ・名古屋手をつなぐ育成会        |
| ・特定非営利活動法人蒼の会 | ・名古屋市精神障害者家族会連合会    |

#### 〈オブザーバー〉

- ・名古屋家庭裁判所

- 支援者向け、ご家族向け、受任者向けに「成年後見制度に関するアンケート」の実施

## (4) 現状と課題

### ア 本市における現在の取り組み

区分	内容
成年後見あんしんセンターの運営	<ul style="list-style-type: none"><li>・成年後見制度に関する専門相談・申立支援</li><li>・成年後見制度に関する広報・啓発</li><li>・市民後見人候補者養成、受任調整等</li><li>・法人後見支援</li></ul>
成年後見制度利用支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none"><li>・市長申立</li><li>・後見報酬等の助成</li></ul>
相談支援機関による権利擁護支援の実施	<ul style="list-style-type: none"><li>・相談支援機関における相談対応</li></ul>

### イ 成年後見制度の現状

- 成年後見制度の利用者数は認知症高齢者等の数と比較して著しく少なく、また、身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用がなされているものもあると指摘されている。
- 本市においては平成22年10月に成年後見あんしんセンターを開設する等、成年後見制度の利用促進に取り組んできたが、市民後見人の受任件数が候補者に比べ少ない等、更なる取り組みが必要な状況も見受けられる。
- アンケート調査の結果では、成年後見制度の利用が必要を感じていながらも、制度に関する理解が十分でないことや、相談窓口や申請機関が分かりにくいことなどから、成年後見制度が市民にとって利用しづらい面があると考えられる。また、申立書類の作成が煩雑であることや、制度利用の判断の難しさなども、成年後見制度を利用する上でのハードルとなっていると考えられる。
- このほか、財産管理以外のメリットを感じにくいことや、本人に寄り添った身上保護に対する不安があることも、成年後見制度の普及が進まない要因の一つと考えられる。

[本市における成年後見制度の利用者数]

後見	保佐	補助	任意後見	合計
2,325人	416人	157人	60人	2,958人

注：名古屋家庭裁判所が管理している市内居住者（平成30年12月末現在）

[市民後見人養成・受任状況]

養成者数	候補者バンク登録者数	受任件数
188人	124人	33件

注：平成30年度末現在

ウ 今後の成年後見制度利用促進に向けた課題

- 1 成年後見制度の正しい理解の促進
- 2 制度利用に係る専門的支援の充実
- 3 身上保護を重視した支援の仕組みづくり

- これらの課題を踏まえ、成年後見制度の周知や相談窓口の広報に引き続き努めるとともに、支援者や親族等への個別の相談支援や研修等の充実を図る必要がある。
- また、適切に身上保護を行うための後見人候補者の推薦に関する仕組みや、後見人が支援者の輪に加わるなど、チームとして連携した支援を行う必要がある。

(5) 計画期間

令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの5か年

## (6) 基本理念及び基本目標

### ○基本理念

人権が尊重され、誰もがいきいきと暮らし、活躍できるまち、名古屋を目指して

### ○基本目標

認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な人が必要な支援を受けながら、一人ひとりの意思が尊重され、自分らしく生きていくために、地域における連携した支援の仕組みづくりを推進します。

## (7) 取り組みの方策

- 権利擁護支援が必要な人の意思が尊重され、成年後見制度を自分らしい生活を実現するための制度として利用できるよう、現在の取り組みを引き続き実施するとともに、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。
- また、その中核となる機関（中核機関）を設置し、成年後見制度の利用促進に関する取り組みや、地域課題の検討等を行う協議会の運営を担う。

### ア 権利擁護支援の地域連携ネットワークの仕組みづくり

「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割を念頭に、地域における既存のネットワークも活用しながら、地域のチーム、中核機関、協議会が有機的に連携し権利擁護が必要な人を地域全体で支援する仕組みづくりを進める。

## イ 中核機関の設置

現在、成年後見制度に関する広報・啓発、専門相談、市民後見人の養成等を実施している成年後見あんしんセンターの取り組みの充実を図るとともに中核機関に位置付け、地域連携ネットワークの中核機能を担う。

### [中核機関が行う取り組み]

#### ①広報・啓発

市民向け広報・啓発、地域での早期発見のための広報・啓発

#### ②相談受付・アセスメント・支援策の検討

個別相談、地域の相談支援機関及びチーム会議に対するバックアップ支援

#### ③成年後見制度の利用促進

利用者のニーズに合った候補者推薦のための仕組みづくり、

担い手の養成と支援、日常生活自立支援事業等関連制度との連携

#### ④後見人等への支援

研修会・相談会の開催、個別相談、個別支援、市民後見人への支援・監督、法人後見支援事業の実施

## ウ 協議会の設置

中核機関が主体となり、専門職団体・関係機関等による協議会を設置し、構成団体間の連携強化を図るとともに、中核機関の取り組み等に対する協議や、地域の「チーム」への支援等を通じて把握した地域課題の情報共有や支援策の検討等を行う。

### [協議会の主な役割]

#### ①中核機関の取り組みや課題等に対する協議

後見人候補者推薦の仕組みづくり、各専門職団体の協力体制の整備、

成年後見制度では対応できない支援の事例検証

#### ②家庭裁判所との情報交換・調整

## (8) 計画の進行管理と評価

本計画の進行管理・評価は、法律・福祉の専門職団体、相談支援機関、家族会等の代表者で構成する「成年後見制度利用促進に関する懇談会」から意見を聴取することにより行う。

### 3 今後のスケジュール

時 期	事 項
令和2年1月 ～2月	○市民意見の募集（パブリックコメント）
3月	○なごやか地域福祉2020策定懇談会 ○成年後見制度利用促進に関する懇談会 ○公表